

○独立行政法人福祉医療機構職員退職手当支給規程

(平成 15 年 10 月 1 日規程第 9 号)

改正 平成 16 年 12 月 28 日 平成 18 年 4 月 1 日
平成 20 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日
平成 25 年 3 月 29 日 平成 26 年 3 月 31 日
平成 26 年 10 月 31 日 平成 29 年 3 月 31 日
平成 29 年 12 月 18 日 令和 5 年 3 月 31 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の職員(以下「職員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 退職手当は、勤続期間が 6 月以上の職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

(計算方法)

第 3 条 退職手当の額は、以下の各号の合計額(以下「算定基礎額」という。)に次条各号に規定する支給割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 退職の日におけるその者の本俸月額(以下「退職日本俸月額」という。)

(2) 独立行政法人福祉医療機構就業規則(平成 15 年規程第 5 号。以下「就業規則」という。)第 45 条第 1 項第 1 号に規定する定年に達する日から 6 ケ月前に勸奨を受けて退職する者であって、その勤続期間が 25 年以上であり、かつ、その年齢が 50 歳以上であるものは、前号に掲げる額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額

2 退職手当の額を算出するにあたり支給額 100 円未満の端数が生じたときは、100 円に切り上げるものとする。

(支給割合)

第 4 条 退職手当の支給割合は、次の各号による。

(1) 勤続 5 年までの期間については勤続期間 1 年につき算定基礎額の 100 分の 100

(2) 勤続 5 年を超え 10 年までの期間については、勤続期間 1 年につき算定基礎額の 100 分の 140

(3) 勤続 10 年を超え 20 年までの期間については、勤続期間 1 年につき算定基礎額の 100 分の 180

(4) 勤務 20 年を超え 30 年までの期間については、勤続期間 1 年につき算定基礎額の 100 分の 200

(5) 勤続 30 年を超える期間については、勤続期間 1 年につき算定基礎額の 100 分の 100

(本俸月額の減額改定以外の理由により本俸月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 4 条の 2 退職した者の基礎在職期間中に、本俸月額の減額改定(職員給与規程の別表独立行政法人福祉医療機構本俸基準表の改定により当該改定前に受けていた本俸月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の本俸月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本俸月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前本俸月額」という。)が、退職日本俸月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の額は、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前本俸月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び第 3 条第 1 項第 1 号において「退職日本俸月額」を「特定減額前本俸月額」と読み替えて計算した算定基礎額(以下「特定減

額前算定基礎額」という。)を基礎として、第3条及び第4条の規定により計算した場合の退職手当の額に相当する額

(2) 算定基礎額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の額が第3条及び第4条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の額の算定基礎額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前算定基礎額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規定により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第13条第1項規定により退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、国家公務員等となったときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

(1) 職員としての引き続きいた在職期間

(2) 第7条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続きいた在職期間

(3) 第7条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続きいた在職期間

(4) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が定める在職期間

(退職手当の最高限度額)

第5条 前2条の規定により算出した退職手当の額が算定基礎額に55を乗じて得た額を超えるときは、第8条に規定する場合を除き、算定基礎額に55を乗じて得た額を、その者の退職手当の額とする。

2 第4条の2第1項の規定により計算した退職手当の額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の額とする。

(1) 55以上 特定減額前算定基礎額に55を乗じて得た額

(2) 55未満 特定減額前算定基礎額に第4条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本俸月額に55から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員としての引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間は、職員となった日の属する月から起算し、退職した日の属する月までの月数による。

3 就業規則第38条第2項に規定する見習職員(以下「見習職員」という。)又は臨時職員から引き続き職員となった者の在職期間は、第1項の規定にかかわらず、見習職員又は臨時職員であった期間を第1項の勤続期間に加算する。

4 前項の規定による在職期間のうち、休職(業務上の負傷若しくは疾病又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは疾病による休職を除く。)、停職、育児休業又は配偶者同行休業により現実に職務を執ることを要しなかった期間のある月(現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。))が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。))についてはその月数の3分の1に相当する月数とし、配偶者同行休業にあってはその月数とする。)を前3項の規定により算出した在職期間から除算することができる。

5 前4項の規定により算出した在職期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。

(国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第7条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、若しくは地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後、引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当金は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(退職手当の増額)

第8条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額に、算定基礎額(特定減額前本俸月額が、退職日本俸月額よりも多いときあつては、特定減額前算定基礎額)に100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 負傷若しくは疾病によりその職に堪えられず退職したとき又は在職中に死亡したとき。
- (2) 勤続期間が10年以上であつて定年により退職したとき。
- (3) 定員の削減により退職させられたとき又は部課等の廃止により配置転換が困難なため退職したとき。
- (4) 勤続期間15年以上であつて職務上特に功労があつた者が退職したとき。
- (5) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であつて特に増額の必要があると認められるとき。

(退職手当の減額)

第9条 職員が、傷病、出産若しくは結婚又は死亡によらず、その者の都合により退職する場合(任命権者の要請に応じ引き続き国若しくは国にかわつて業務を行う団体の職員又は地方公共団体の職員となる場合を除く。)は、第3条から第5条までの規定により算出して得た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額に相当する金額を減額することができる。

第10条 職員が公庫企業年金基金(以下「基金」という。)の加入者である期間(以下「加入者期間」という。)15年以上で退職した場合は、第3条の規定による退職手当の額から加入者期間を勤続期間とみなして同条の規定により算出した額(以下「対象額」という。)に、その期間に応じた次の各号の割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる算定基礎額が基金の基準給与の最高限度額(以下「最高限度額」という。)を超えるものについては、その額とする。なお、退職した月の前月(退職した日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に最高限度額の改正があつた場合には、退職した月の前月(退職した日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって最高限度額とする。

- (1) 加入者期間15年の場合 100分の1.5の割合

- (2) 加入者期間 15 年を超え 30 年までの場合 100 分の 1.5 に 15 年を超える加入者期間 1 年につき 100 分の 0.1 を加えた割合
- (3) 加入者期間 30 年を超える場合 100 分の 3.0 の割合
- 2 基金の加入者であったことによりすでに退職手当の減額を受けた者に対し再び退職手当を支給する場合の減額は、前項の規定により勤続期間とみなした全期間について算出される減額すべき額から、次の第 1 号の額に第 2 号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。
 - (1) 再び支給する退職手当の額の算出の基礎となる算定基礎額に基づいて、すでに減額を受けた加入者期間について算出される対象額
 - (2) すでに減額を受けた加入者期間に対応する前項各号の割合
- 3 前項による減額は、支給する退職手当の額をもって限度額とする。
(弔慰金)

第 11 条 職員が在職中に死亡した場合においては、第 3 条から第 9 条までの規定により算出して得た退職手当のほかに、その者の死亡当時の算定基礎額（特定減額前本俸月額が、死亡した日本俸月額よりも多いときにはあっては、特定減額前算定基礎額）に 100 分の 400 を乗じて得た額に相当する金額を弔慰金として遺族に支給する。
(遺族の範囲及び順位)

第 12 条 第 2 条及び前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号の掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
(懲戒免職等処分を受けた場合の退職手当の支給制限)

第 13 条 職員が、就業規則第 47 条第 2 号又は第 3 号の規定に基づき解雇されたときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が機構の業務に対する国民の信頼に及ぼす影響等(以下「事情」という。)を勘案し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 2 前項の規定による処分を行うときは、退職手当法第 12 条の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「前項の規定による処分」とあるのは「規程第 13 条第 1 項の規定による処分」と読み替えるものとする。
(退職手当の支給の差止め)

第 14 条 退職手当の支払の差止めについては、退職手当法第 13 条の規定を準用する。この場合において、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と読み替えるものとする。
(退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当を支給した後における退職手当の返納については、退職手当法第 15 条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第 12 条第 1 項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第 13 条第 1 項に規定する事情」と読み替えるものとする。

(遺族の退職手当の返納)

第 16 条 死亡による退職をした者の遺族に対する退職手当の返納については、退職手当法第 16 条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第 12 条第 1 項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第 13 条第 1 項に規定する事情」と読み替えるものとする。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 17 条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当が支払われた後における退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付については、退職手当法第 17 条の規定を準用する。この場合において、「一般の退職手当等」とあるのは「退職手当」と、「退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「第 12 条第 1 項に規定する政令で定める事情」とあるのは「規程第 13 条第 1 項に規定する事情」と読み替えるものとする。

(退職手当審査会)

第 18 条 理事長は、第 13 条から前条までの規定による処分を行おうとするときは退職手当審査会に諮らなければならない。なお、その取扱いについては、退職手当法第 18 条の規定を準用する。

2 退職手当審査会の構成等については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 1 日より実施する。
- 2 社会福祉・医療事業団(以下「事業団」という。)の職員であった者(社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。))または医療金融公庫(以下「公庫」という。)の職員であった者を含む。)で、引き続き機構の職員に任命された者の第 6 条に規定する在職期間の算定については、その者の事業団(振興会及び公庫を含む。)の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 前項の在職期間は、第 10 条に規定する加入者期間とみなす。
- 4 副参事にかかる第 3 条及び第 4 条の 2 の適用において、本俸月額は独立行政法人福祉医療機構職員給与規程(平成 15 年規程第 7 号。以下「職員給与規程」という。)別表の備考の規定にかかわらず、同表のとおりする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 17 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 削除
- 3 平成 19 年 3 月 31 日までの間、前項に規定する割合に、実施日から平成 17 年 3 月 31 日までの間「100 分の 6」、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間「100 分の 4」、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間「100 分の 2」をそれぞれ加算する。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日より実施する。
- 2 実施日の前日において年金資金運用基金(以下「基金」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の第 6 条に規定する在職期間の算定については、その者の基金の職員であった期間(年金福祉事業団の在職期間を含む。)を機構の在職期間とみなす。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

- 1 この規程の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。

- 2 第3条に規定する本俸月額には、独立行政法人福祉医療機構職員給与規程(平成15年規程第7号)附則(平成20年4月1日実施)第5項に規定する差額を含めるものとする。

附 則(平成23年4月1日)

この規程の一部改正は、平成23年4月1日より実施する。

附 則(平成25年3月29日)

この規程の一部改正は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年3月31日)

この規程の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成26年10月31日)

- 1 この規程の一部改正は、平成26年10月31日から実施し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 この規程の一部改正の適用日の前日において公庫厚生年金基金の加算適用加入員であった者の第10条に規定する加入者期間の算定については、その者の公庫厚生年金基金における加算適用加入員であった期間を加入者期間とみなす。
- 3 国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例の取扱いについては、前項の規定を準用する。

附 則(平成29年3月31日)

この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

附 則(平成29年12月18日)

- 1 この規程の一部改正は、平成30年1月1日から実施する。
- 2 当分の間、次表に定める期間に退職し、又は死亡による退職をした者に対する第3条の規定による退職手当の額は、同条から第5条までの規定により算出した額に次表の調整率を乗じて得た額とする。

期間	調整率
平成30年1月1日以降	100分の83.7

附 則(令和5年3月31日)

- 1 この規程の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 当分の間、第8条の規定は、10年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の額について準用する。
- 3 職員給与規程附則(令和5年3月31日)第2項による職員の本俸月額の改定は、本俸月額の減額改定に該当しないものとする。
- 4 当分の間、第3条第1項第2号の適用については、同号中「独立行政法人福祉医療機構就業規則(平成15年規程第5号。以下「就業規則」という。)第45条第1項第1号に規定する定年」とあるのは、「年齢60歳に達した日以後における最初の3月31日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは、「年齢60歳」とする。